

## 第84回議会力向上会議記録（抄）

（8. 5. 19）

### 一、正副座長について

冒頭、当会議の座長に議会運営委員会委員長の三宅達也議員が、副座長に議会運営委員会副委員長  
の信貴良太議員が就任する旨の報告があった。

### 一、協議事項について

正副座長より、次の事項に関し意見聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった。

#### 1. 議会における広報・広聴機能の強化について

本件について、座長より、次のとおり説明を行った。

##### 【座長の説明】

○本件については、前回の会議（令和8年4月27日）での意見を踏まえ、他市等の議会中継映像  
データの提供・利用等の状況について、議会局に調査させた内容を報告する。

##### 【議会局からの報告】

##### ○政令市について

議会中継映像の提供や運用等に関する他市からの照会の回答結果（令和7年8月時点）を参考  
に報告する。

- ・中継映像の提供に係る規定（申し合わせを含む）については、政令市（20市）のうち、本市  
を含む7市が規定等を有している。
- ・中継映像の提供方法については、議員に対しては、本市を含め16市が、DVDやUSBメモ  
リ等の記録媒体にダビングする方法となっている。それ以外の方法としては、大容量ファイル  
転送サービスや、議員のみ閲覧可能である市会掲示板のような事例がある。また、報道関係者  
や市民へは、中継映像データを提供していない自治体の方が多く傾向にある。
- ・中継映像の二次利用については、9市が規定を有している。加工・編集ができる場合について  
具体的に明示しているのは、2市のみであり、それ以外の市は、禁止または個別に判断する旨  
を規定する内容となっている。
- ・インターネット中継のダウンロードについては、本市を含む19市が許可しない扱いとなっ  
ている。

##### ○国会について

衆議院・参議院での国会中継映像データの取扱いについて確認したところ、両院ともに、以下  
の取扱いであった。

- ・議員への映像データの提供については、事務局に申請を行うことで提供を行っているが、S  
NSでの発信等の「使用目的」については確認しておらず、議員の判断や責任のもとで使用し  
ている。
- ・報道事業者に対する提供については、政治的な公平性を守ることや院の権威や議員の名誉を  
傷つけるような取扱いをしない等の一定の条件に合致する場合は、提供を行っている。
- ・それ以外の第三者の中継映像の利用は、著作権法上の範囲内でご利用いただく旨をホームペ  
ージで案内している。

##### ○本市市長記者会見映像データや広報物の取扱いについて

広報課より、以下のとおり回答があった。

- ・市長記者会見の映像については、必要であれば 当日に報道機関自らがテレビカメラ等で撮影を行っていることもあり、これまで2次利用の申請を受けた事例はない。
- ・広報さかいのデータの2次利用については、広報課に利用申請があった場合、趣旨・目的等を確認の上、権利関係に支障がない範囲において認めている。
- ・なお、データの2次利用に関する統一的な基準は定めておらず、個々の案件ごとに権利関係等を踏まえて判断している。

**【座長の説明】**

- 議会局から説明があった他市等の状況を参考に、各会派等に持ち帰って検討し、次回の会議で映像データの提供及び利用に係る運用について、各会派等の意向を持ち寄っていただく。
- なお、議会における広報・広聴機能の強化については、令和8年3月24日の議会力向上会議において、実施可能な項目から協議を進めることとなっている。

**【協議結果】**

本件については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとなった。

2. その他

座長より、「議会力向上会議ワーキンググループについて」及び「今年度の協議項目及び年間スケジュール」については、次回の会議で協議する旨の発言があった。

**【各会派等より出された主な意見】**

<p>堺 創 志 会</p>	<p>○会議録データの取扱いについて、協議項目として併せて協議いただきたい。</p>
----------------	--

**【協議結果】**

本件については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとなった。  
また、会議録データの取扱いについては、協議項目とするのかも含めて、協議することとなった。